

「サービス提供時間」及び「利用料金」

(平成29年4月1日現在)

《介護保険》

サービスの利用料金

(要介護1～5)

区 分		特定事業所加算 単位数	利用者負担額	
			1割	2割
身体 介護	30分未満	270単位	270円	540円
	30分以上1時間未満	427単位	427円	854円
	1時間以上1時間30分未満	620単位	620円	1,240円
	1時間30分以上2時間未満	708単位	708円	1,416円
生活 援助	20分以上45分未満	201単位	201円	402円
	45分以上	248単位	248円	496円

早朝加算・夜間加算

午前6時～午前8時、午後6時～午後10時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

深夜加算

午後10時～午前6時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

特定事業所加算

当指定訪問介護事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

緊急時訪問介護加算

- ・居宅サービス計画に位置付けられていない場合
- ・身体介護中心である(「生活援助」のみは対象外)場合
- ・利用者又はその家族から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行った場合

- ・介護支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

1回の要請に対して・・・	1割	2割
	100円	200円

初回加算

- ・新規に訪問介護計画を作成する場合
- ・初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は、他の訪問介護員などが訪問を行う際に同行した場合

初回または初回の属する月のみ・・・	1割	2割
	200円	400円

介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単位数の13.7%

保険外

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

利用料金は《保険外（全額自己負担）》に記載のとおりです。

キャンセル料

利用者の都合により、訪問介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定日の前日までに事業所に申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合・・・・・・・・・・無料
- ・利用予定日当日に申し出があった場合・・・・・・・・・・利用者負担額の100%



《介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業》

区 分	内 容	単位数 (月)	利用者負担額(月額)	
			1 割	2 割
訪問型サービス費 (みなし) 1か月	週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	1,168 単位	1,168 円	2,336 円
訪問型サービス費 (みなし) 1か月	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援1・2)	2,335 単位	2,335 円	4,670 円
訪問型サービス費 (みなし) 1か月	週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者(事業対象者・要支援2)	3,704 単位	3,704 円	7,408 円

初回加算

- ・新規に訪問介護計画を作成する場合
- ・初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合、又は、他の訪問介護員などが訪問を行う際に同行した場合

	1 割	2 割
初回または初回の属する月のみ・・・	200 円	400 円

介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単位数の13.7%

保険外

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

利用料金は《保険外(全額自己負担)》に記載のとおりです。

《総合支援》

サービス利用料金

利用料金が介護給付費から給付される場合

(区分1～5)

	区 分	単位数	利用者負担額
身体介護	30分未満	245単位	245円
	30分以上1時間未満	388単位	388円
	1時間以上1時間30分未満	564単位	564円
	1時間30分以上2時間未満	644単位	644円
家事援助	30分未満	101単位	101円
	30分以上45分未満	146単位	146円
	45分以上1時間未満	189単位	189円
	1時間以上1時間15分未満	229単位	229円
	1時間15分以上1時間30分未満	264単位	264円

早朝加算・夜間加算

午前6時から午前8時、午後6時から午後10時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途25%の料金が加算されます。

深夜加算

午後10時から午前6時にサービスを利用される場合は、利用者負担額に別途50%の料金が加算されます。

特定事業所加算

当指定居宅介護事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、サービスの利用1回につき別途10%が料金に加算されます。

特別地域加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単位数の15.0%

緊急時対応加算 (100単位/月)

- ・居宅サービス計画に位置づけられていない場合
- ・身体介護中心である
- ・利用者又はその家族から要請を受けて24時間以内にサービス提供を行っ

た場合

- ・相談支援専門員が当該サービス提供を「緊急」に必要なものと判断している場合

初回加算（200単位/月）

- ・過去2か月に、当該居宅訪問介護事業の利用がない場合
- ・新規に居宅介護計画を作成する場合
- ・初回に実施した居宅介護と同一月内に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護を行う場合、又は他の訪問介護員などが訪問を行う際に同行した場合

介護職員処遇改善加算 所定単位数の30.3%

キャンセル料

利用者の都合により、居宅介護サービスの利用中止又は変更を希望される場合は、サービスの利用予定日の前日までに事業所に申し出ください。

利用予定の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。

但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

- ・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
- ・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 利用者負担相当額

《保険外（全額自己負担）》

介護保険・総合支援の給付対象とならないサービス

- ・介護保険給付の支給限度を超える訪問介護サービス
- ・通院介護に係る院内待機及び公共交通機関利用時間
- ・入院及び短期入所中の通院介護、薬とり、買い物

	身体介護	生活援助
30分未満	2,540円	1,145円
1時間未満	4,020円	2,290円
1時間30分未満	5,840円	2,910円

このほかご不明な点があれば、岩見沢市社会福祉協議会指定訪問介護事業所までお問い合わせください。

〒068-0031

岩見沢市 11 条西 3 丁目 1 番地 9 岩見沢広域総合福祉センター内

電 話 0126 - 25 1155

F A X 0126 22 2752

